

箱根町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

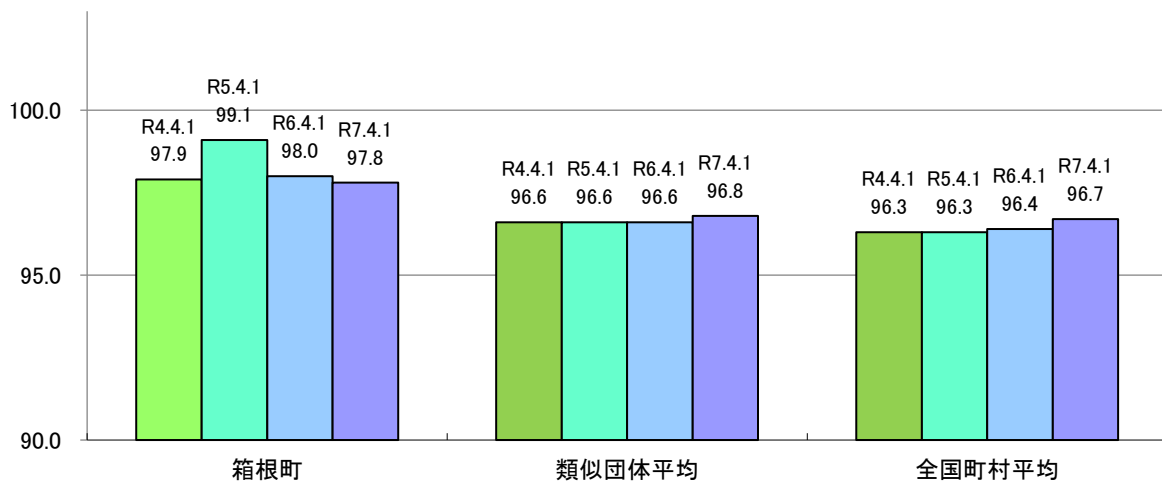
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)5年度の 人件費率
6年度	人 10,835	千円 14,105,723	千円 390,301	千円 3,389,277	% 24.0	% 26.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤働手当	計 B		
6年度	人 343	千円 1,354,468	千円 303,848	千円 554,015	千円 2,212,331	千円 6,450	千円 5,921

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

該当なし

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
7年度	円 429,494	円 414,480	円 15,014 (3.62%)	% 3.62	% 3.1	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
7年度	月 4.65	月 4.60	月 0.05	月 0.05	月 0.05	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の上上げの解消等を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 12%に対し、箱根町においても 4%を支給。

（実施時期）令和 7 年 4 月 1 日より実施。令和 7 年 4 月 1 日時点は 4%、令和 8 年 4 月 1 日以降は財政状況を踏まえ検討していく。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
国基準による支給割合	0%	4%	8%
箱根町の支給割合	0%	4%	8%

③その他の見直し内容

扶養手当及び通勤手当について、国と同様に見直しを実施。（令和 7 年 4 月 1 日実施）

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
箱根町	41.1歳	326,430円	401,939円	368,958円
神奈川県	42.5歳	329,834円	445,821円	391,360円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	42.0歳	320,372円	372,776円	348,009円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	国ベース	類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
箱根町	歳 57.3	人 5	円 312,020	円 373,172	円 334,381	—	歳 —	円 —	—
内訳	清掃職員	3	320,367	405,001	349,648	廃棄物処理業	48.0	320,600	1.26
	用務員	2	299,500	325,430	311,480	用務員	51.2	277,200	1.17
神奈川県	52.8	246	300,781	366,905	347,575	—	—	—	—
国	51.3	1,703	294,567	337,907	—	—	—	—	—
類似団体	50.2	5	292,938	313,408	306,137	—	—	—	—

区分	参 考			
	年収ベース（試算値）の比較			
	公務員(C)	民間(D)	C/D	
箱根町	円 —	円 —	—	
内訳	清掃職員	6,371,311	4,457,900	1.43
	用務員	5,269,304	3,696,900	1.43

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4～6年の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
箱根町	55.4歳	416,385円	369,033円
神奈川県	40.0歳	358,704円	436,221円
類似団体	41.9歳	315,340円	348,480円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		箱 根 町	神 奈 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円
技能労務職	中 学 卒	185,700 円	—	—
教 育 職	短 大 卒	216,800 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

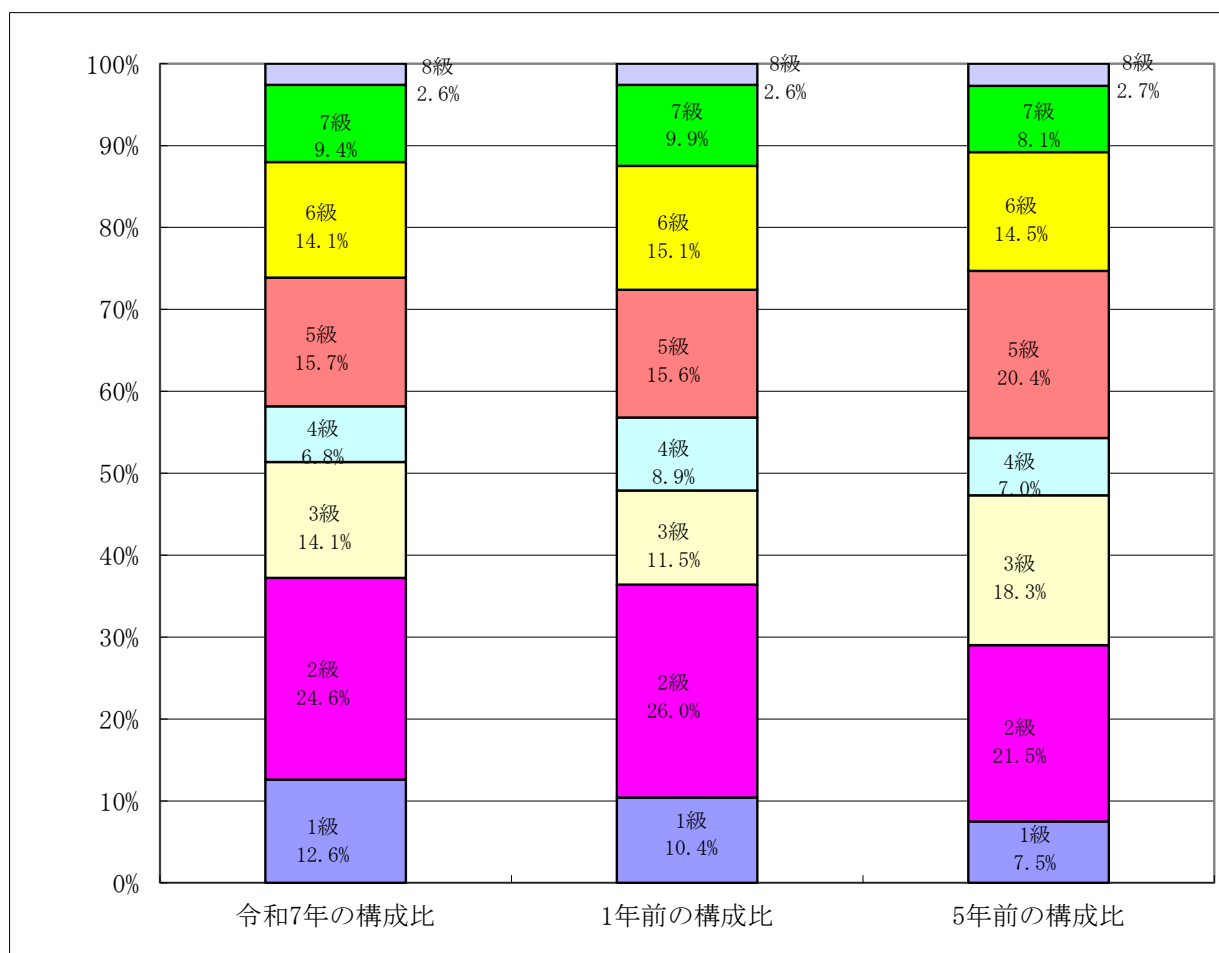
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	283,500円	331,400円	407,400円	445,400円
	高 校 卒	253,200円	324,900円	366,500円	397,400円
技能労務職	中 学 卒	228,500円	268,200円	280,800円	290,300円
教 育 職	短 大 卒	273,300円	342,500円	367,800円	411,000円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

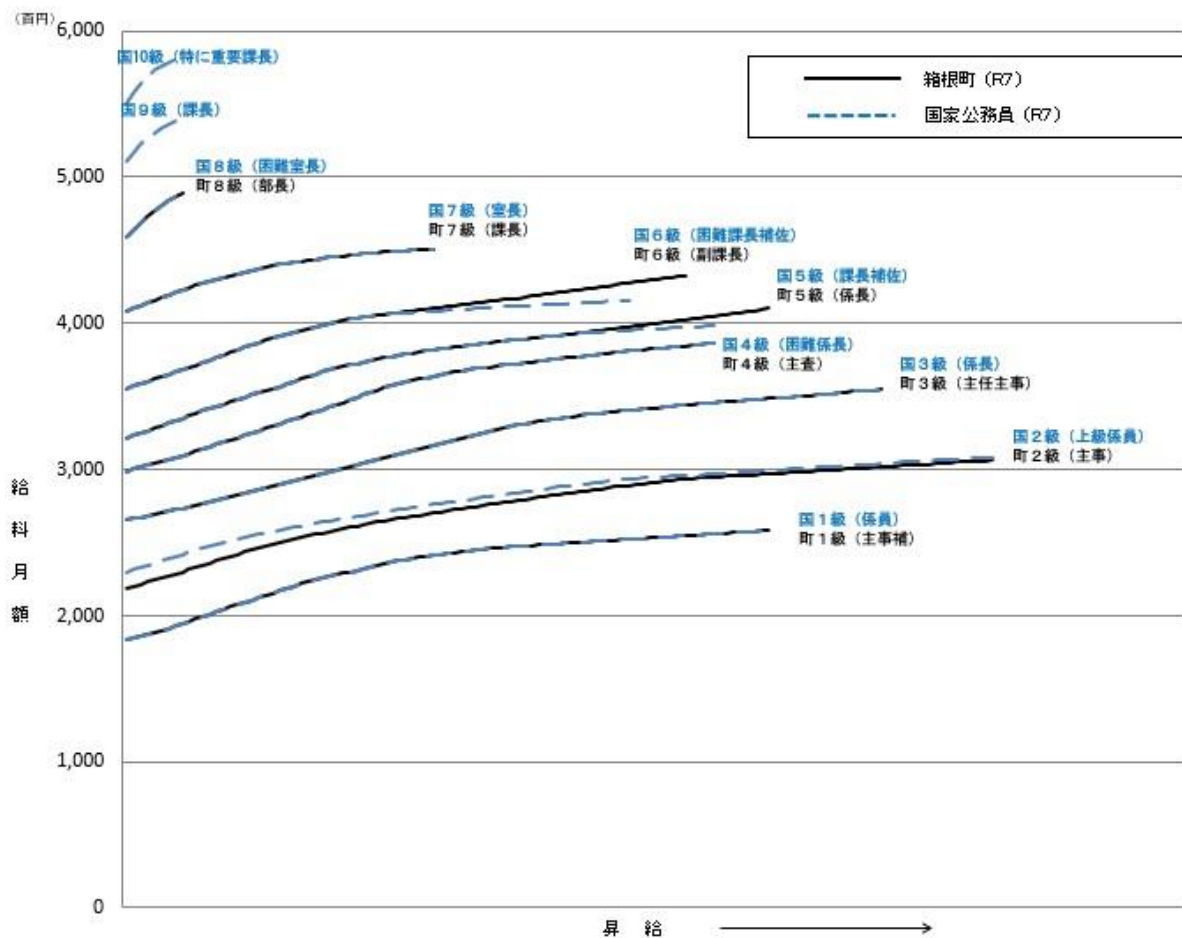
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長	5人	2.6%	458,300円	488,500円
7級	課長、専任課長、室長、 管理官	18人	9.4%	408,300円	450,900円
6級	副課長、主幹、技幹	27人	14.1%	355,200円	432,600円
5級	係長、副主幹、副技幹	30人	15.7%	321,300円	410,000円
4級	主査	13人	6.8%	298,800円	386,100円
3級	主任主事	27人	14.1%	265,300円	354,700円
2級	主事、技師	47人	24.6%	218,200円	306,200円
1級	主事補、技師補	24人	12.6%	183,500円	258,100円

- (注) 1 箱根町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（箱根町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	○	○	○	○
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

箱 根 町	神 奈 川 県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,633千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,867千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （ 1.40）月分 （ 1.00）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （ 1.40）月分 （ 1.00）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （ 1.40）月分 （ 1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20％ ・ 管理職加算 10～20％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20％ ・ 管理職加算 10～20％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20％ ・ 管理職加算 10～20％

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（箱根町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

箱 根 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586878月分	勤続20年	19.6695月分	24.586878月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～20%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり			—		
平均支給額			—		
	自己都合	応募認定・定年			
	3,204千円	23,396千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	— 円

※ 箱根町は令和7年度から地域手当（4%）が支給されます。

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		2,161千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		21,830円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		26.2%		
手当の種類（手当数）		10種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
徴収手当	町税等徴収従事職員	徴収業務	44千円	日額 300円
感染症防疫作業従事者手当	従事した職員	感染症患者の救護等	—千円	日額 500円 1日 4,000円 1日 3,000円
清掃作業手当	環境センター職員	塵芥処理作業等	291千円	日額 400円
行旅死亡人処理作業従事手当	従事した職員	行旅死亡人処理作業	8千円	1回 1,000円
動物死体処理作業手当	従事した職員	犬等の死体処理作業	18千円	1件 500円
動物捕獲等作業手当	従事した職員	猿等の捕獲作業	—千円	1回 5,000円
有害物取扱手当	従事した職員	有害物の取り扱い等の業務	51千円	1日 100円
電気主任技術者手当	第3種電気主任技術者以上の有資格者	電気主任技術業務	54千円	1日 250円
救急特定業務手当	消防職員（救急救命士）	特定行為（救急救命処置）の実施	26千円	1回 300円
消防手当	消防職員	消防業務	1,671千円	5・4級 2,000円 3・2級 1,500円 1級 1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	125,909千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）	570千円
支給実績（令和5年度決算）	123,992千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）	404千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 特定扶養期間にある子 1人に対する加算額 5,000円	異なる	配偶者及び父母等に対する支給額（国の8級相当以上）	31,718千円	236,701円
住居手当	貸家・貸間（上限額） 27,000円 町内居住者 10,000円加算	異なる	町内居住者に対する加算	32,977千円	297,090円
通勤手当	交通機関利用者（上限額） 150,000円 交通用具使用者（片道2km以上、距離に応じて支給） 2,000円～31,600円	同じ	—	59,681千円	175,534円
管理職手当	管理職の職務に応じて支給（定額） 32,200円～81,000円	異なる	国の支給額は、46,300円～139,300円	44,916千円	598,879円
宿日直手当	1回につき6,000円	異なる	国の支給額は、1回につき4,400円	1,464千円	24,000円
管理職特別勤務手当	8級 10,000円 7級 9,000円 6級 8,000円	同じ	—	2,298千円	255,333円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	855,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	680,000円	855,000円/	382,500円
報 酬	議 長	408,000円	700,000円/	430,400円
	副 議 長	328,000円	408,000円/	230,000円
	議 員	306,000円	342,000円/	180,000円
期 末 手 当	町 長	(令和6年度支給割合)		
	副 町 長	4.60月分		
退 職 手 当	議 長	(令和6年度支給割合)		
	副 議 長	4.60月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職年数×37.5/100	15,390千円	離職又は任期満了時
	備 考	給料月額×在職年数×25.0/100	8,160千円	離職又は任期満了時

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

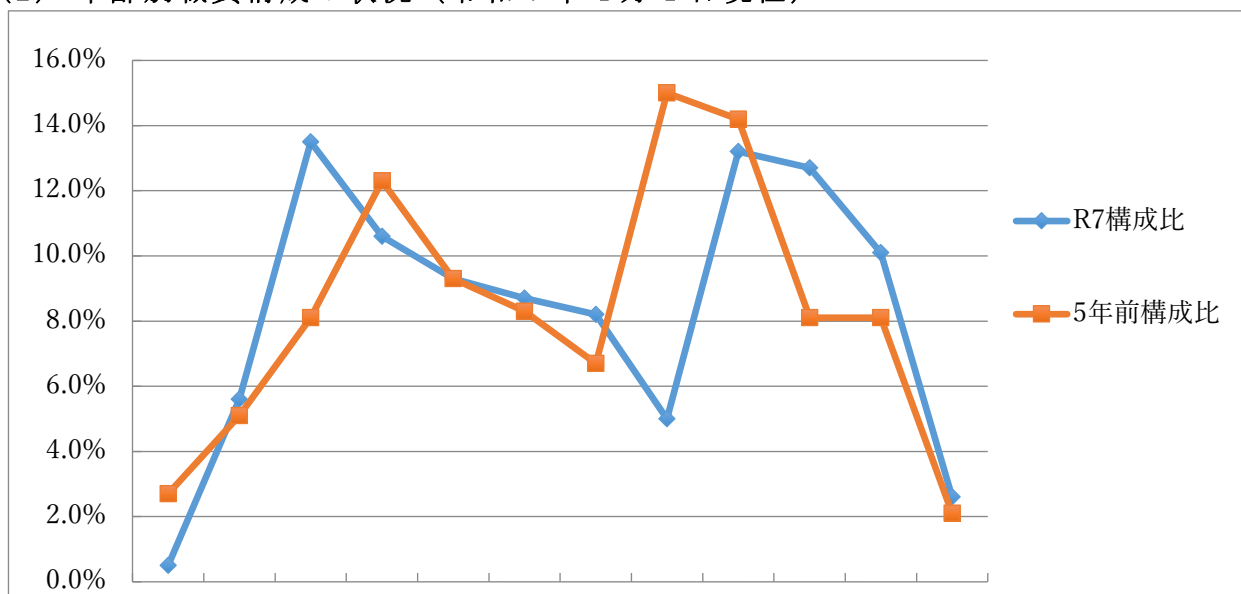
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数(人)		対 前 年 増 減 数 (人)	主 な 増 減 理 由
			令和7年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
		総 務	69	67	2	育休職員の総務防災課付け配置
		税 務	15	15	0	
		民 生	54	56	▲ 2	団体支援業務の終了 保育士欠員
		衛 生	21	21	0	
		農林水産	2	2	0	
		商 工	22	21	1	観光施設学芸員欠員補充
		土 木	20	19	1	欠員補充
	小 計	206	204	2	< 参考 > 人口1万当たり職員数 187.36人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 90.31人)	
	教育部門	35	35	0		
	消防部門	102	101	1	消防吏員の配備体制の確保	
	小 計	343	340	3	< 参考 > 人口1万当たり職員数 316.57人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 109.63人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	10	9	1	水道工務関係業務の体制強化	
	下水道	11	11	0		
	国 保	7	8	▲ 1	退職不補充	
	介護保険	4	4	0		
	その他	3	3	0		
	小 計	35	35	0		
合 計			378 [431]	375 [431]	3	< 参考 > 人口1万当たり職員数 348.87人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	21人	51人	40人	35人	33人	31人	19人	50人	48人	38人	10人	378人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	203	202	211	211	204	206	3 (1.5%)
教育	36	36	34	34	35	35	▲1 (▲2.8%)
消防	98	100	101	101	101	102	4 (4.1%)
普通会計計	337	338	346	346	340	343	6 (1.8%)
公営企業等会計計	36	35	35	36	35	35	▲1 (▲2.7%)
総合計	373	373	381	382	375	378	5 (1.3%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。